

## 公立大学法人横浜市立大学職務業績給の決定及び教員評価一時金の支給に関する取扱要綱

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程（平成20年4月1日。以下「年俸規程」という。）第4条第5項に定める年俸（職務業績給）の決定及び教員評価一時金（以下「一時金」という。）の支給に関する必要な事項については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （職務業績給の昇給幅）

第2条 次の各号を除き、職務業績給は毎年4月1日に1号昇給する。

- (1) 教員評価委員会で確定した教員評価結果がB評価の教員は昇給しない。
- (2) 公立大学法人横浜市立大学教員評価規程第2条に定める評価対象除外となる教員は昇給しない。
- (3) SDシート未提出等、故意に教員評価を受けない教員は1号減とする。

2 出張又は出張に引き続いて休職（有給の期間のみ）している場合で、復命書等により業績が確認できる教員は職務業績給を1号増とする。

### （一時金の支給）

第2条の2 教員評価結果がS評価またはSS評価（S評価の中で特に優秀な教員）の場合は、その職位に応じて別表1に掲げるとおり一時金を支給する。

- 2 教員評価部会別にS評価の割合が30%を上回る場合は、理事長は一時金を支給しないものとすることができます。ただし、学長のみが評価する二次評価者、総合評価者及び副学長等はこの限りではない。
- 3 教員評価一時金は、6月賞与分支給時期に支給する。ただし支給方法については年俸規程第7条第1項第2号但書を準用する。

### （昇任後の職務業績給）

第3条 昇任後の職務業績給の決定については次のとおりとする。

- (1) 教授、「講師」職位を設けない分野における准教授及び講師への昇任の場合、年俸規程別表2に定める各職位の1号とする。
- (2) 「講師」職位を設ける分野における准教授への昇任の場合、年俸規程別表2に定める「講師・准教授」の6号または直近上位の号とする。
- (3) 助教への昇任の場合、直近上位の号とする。

### （職務業績給の決定時期）

第4条 教員評価結果の決定が4月1日以降となった場合は、職務業績給の変更及び決定を当該年度の4月1日まで遡及し適用する。

### （その他）

第5条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成20年度評価結果に限り、第2条第3項に定めるS評価の割合の30%を40%と読み替える。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項において、平成22年度から「講師」職位を設ける分野における「准教授」昇任者を、平成22年度はS評価を4号・S評価を3号・A評価を2号とし、平成23年度はS評価を5号・S評価を4号・A評価を3号とし、平成24年度はS評価を6号・S評価を5号・A評価を4号とし、平成25年度はS評価を7号・S評価を6号・A評価を5号とし、平成26年度以降はS評価を8号・S評価を7号・A評価を6号とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第3条第1項第2号において、平成22年度から「講師」職位を設ける分野における「准教授」昇任者を、平成24年度はA評価以上を4号とし、平成25年度はA評価以上を5号とし、平成26年度以降はA評価以上を6号とする。

別表1

	S評価	SS評価
教授	78,000円	156,000円
准教授・講師	63,000円	126,000円
助教・助手	48,000円	96,000円